

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則

令和 4 年 3 月 31 日 長野県規則第 34 号
改正 令和 5 年 3 月 23 日 長野県規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和 3 年法律第 34 号。以下「法」という。）及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和 3 年農林水産省・国土交通省令第 6 号。以下「省令」という。）の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

(省令第 48 条第 2 項に規定する畜舎等の認定の申請)

第 2 条 省令第 48 条第 2 項に規定する畜舎等の認定を受けようとする者は、知事が別に定める事項を記載した申請書正副 2 部に、それぞれ次に掲げる図書又は書面を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 別表第 2 の(1)の項の(ろ)欄に掲げる図書（基礎伏図、床伏図、小屋伏図及び構造詳細図を除く。）
- (2) 縮尺、方位、土地の境界、地番、地目並びに土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物に関して権利を有する者の氏名を明示した地籍図
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書又は書面

(利用状況の報告期限)

第 3 条 省令第 91 条に規定する知事の定める日は、法第 6 条第 1 項の規定による工事完了の届出があった日の属する年の翌年から 5 年目ごとの各年の 9 月 30 日とする。

(身分証明書)

第 4 条 法第 14 条第 4 項に規定する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(別記様式) (第4条関係)

(第1面)

第	号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職	名	写真	
氏	名		
生年月日	年 月 日生		
年	月	日交付	
年	月	日限り有効	
長野県知事		印	

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考)
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
 - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。